**大町町家庭用合併処理浄化槽設置補助金申請手続き**

**●補助金交付申請手続きの前に**

①　「浄化槽設置者講習会」を保健所で受講してください、申請には受講済証書が必要です。

講習会の日程は以下のとおりです。

　　　　　　・講習日時　毎月第2火曜日

・講習受付　午後1時～午後1時15分

・受講時間　午後1時15分～午後2時30分

　　　　　　・講習場所　杵藤保健福祉事務所

・受講料　　無料

・本人が行けない場合は、同居人の成人でも可

※当日は、運転免許証等の受講者本人を確認できるもの及び筆記具をご用意ください。

　　　　　　※その他の保健所でも開催されていますので、詳しくはチラシをご覧ください。

②　　浄化槽設置届出を保健所に提出してください。この届出は、施工業者が設置者本人に

代わって行います。詳しくは、施工業者にお問い合わせください。

●**補助金の交付条件**

補助対象者は、大町町内において、専用住宅に処理対象人員10人槽以下の浄化槽を設置しようとする方です。但し、次のいずれかに該当する者に対しては、補助金の交付はできません。

（1）　浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第1項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者

（2）　町長が別に定める浄化槽の工事基準に適合しない方法により浄化槽を設置する者

（3）　販売又は賃貸を目的として浄化槽付き住宅を建築する者

（4）　専用住宅を借りている者で、設置又は改造工事について賃貸人の承諾が得られない者

（5）　町税等を滞納している者（町税、使用料等）

※　専用住宅とは、主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいいます。

●**補助金の算定基準について**

設置する浄化槽の大きさは、家の延床面積により決まります。ただし、日本工業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)」における「２ 建築用途別処理対象人員算定基準」のただし書を適用し、算定人員を増減する場合はこの限りではありません。

・延床面積が130㎡以下であれば５人槽

・延床面積が13０㎡超であれば７人槽

・二世帯住宅でお風呂と台所がそれぞれ2か所あれば10人槽

●**補助金の額について**

左欄に掲げる人槽区分に応じ、同表に掲げる金額とします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 人槽区分 | 限度額 | 加算額 |
| 5人槽  （目安：延床面積130㎡以下） | 633,000円  　　（332,000円） | 301,000円 |
| 7人槽  （目安：延床面積13０㎡超） | 733,000円  （414,000円） | 319,000円 |
| 10人槽  （目安：風呂、台所がそれぞれ２か所） | 867,000円  （548,000円） | 319,000円 |

※令和５年４月１日から令和８年3月３１日までの経過措置として、大町町定住促進条例による奨励金等を受けない設置者に対し、人槽区分に応じ、加算（町上乗せ分）した金額を交付します。

※限度額の（　　）は、補助基準額となります。

* **補助金交付申請について**

補助金の申請には交付申請書（様式第1号）の他、下記の書類が必要です。申請の

際にはすべての書類を揃えて各2部提出して下さい。

《添付書類》

（1）　浄化槽設置届出書の写し

（2）　住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書

（3）　社団法人全国浄化槽団体連合会の小型合併処理浄化槽機能保証に基づいて

登録された保証登録証

（4）　設置場所の附近見取り図

（5）　平面図（給排水系統図、各階平面図及び配置図）

（6）　合併処理浄化槽の設置に要する費用の見積書の写し

（7）　専用住宅建築工事の概要を示した工事工程表

（8）　誓約書（町指定）

（9）　納税証明書

（10）　工場生産浄化槽認定シート

（11）　新設浄化槽設置者講習会受講証の写し

（12）　合併処理浄化槽登録票

（13）　登録浄化槽管理票（C票）

（14）　浄化槽整備士の資格証又は、特別講習の修了証書の写し

（15）　口座振込依頼書

（16）　補助金交付に関する確認書

（17） その他、町長が必要と認める書類

※　上記の手続きは、設置者本人の申請を原則としますが施工業者の方の代行手続き

でも可能です。

●**補助金交付申請書及び添付書類の審査について**

申請書の受理後に書類の審査を行います。その結果、内容に不備事項がない場合は、補助金

交付決定通知書（様式第2号）により通知します。また、内容に不備があった場合は、申請者

に補助金申請却下通知書（様式第3号）により通知いたします。

●**補助金変更申請について**

補助対象者は、補助金交付決定通知書を受けた後、申請内容を変更する場合又は、補助事業

を中止若しくは、廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第4号）を2部提出して

ください。

●**工事着工について**

①　工事施工にあたっては、『大町町浄化槽施工基準』を厳守して施工してください。

（基準に満たない場合は、補助金の交付ができません。）

②　工事写真は、指定されたとおりに撮ってください。

③　当該年度末までに工事完了が必須条件となります。

●**実績報告について**

工事完了後1ヶ月以内（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認申請書を受理

した日から1ヶ月以内）又は、当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様

式第5号）及び添付書類を提出して下さい。

提出書類は下記のとおりですので、すべての書類を揃えてから各2部提出して下さい。

《添付書類》

（1）　浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し

（2）　浄化槽法定検査依頼書の写し（法第7条及び第11条）

（3）　合併処理浄化槽設置工事写真

（着工前、材料検収、基礎工及び本体据付工、工事完了）

（4）　浄化槽設備士が確認したチェックリスト

（5）　その他、町長が必要と認める書類

●**補助金交付確定について**

実績報告書の受理後に書類審査及び確認検査を行います。その結果、内容や施工に不備事項

がない場合は、補助金交付額確定通知書（様式第6号）により通知します。

なお、内容や施工に不備が認められた場合は、不備事項について連絡します。

●**補助金交付請求について**

補助金交付額確定通知書と補助金交付請求書（様式第7号）を送付しますので、必要事項を

記入し提出してください。

●**補助金の交付について**

申請時に口座振込依頼書にて指定された金融機関へ振込みによる支払いとなります。

●**補助金交付の取消し及び補助金の返還について**

下記により補助金を不正に使用した場合は、補助金の返還をしなければなりません。

（1）　不正の手段により補助金を受けたとき

（2）　補助金を他の用途に使用したとき

（3）　補助金の交付の条件に違反したとき

●**供用開始後の法定検査結果報告について**

供用開始後3ヵ月後から5ヵ月間内に受検する第7条検査（設置後の水質検査）が実施さ

れますので、その結果報告書に指摘事項があった場合は、工事の手直しを求めます。

※　上記の手続きは、設置者本人の申請を原則としますが施工業者の方の代行手続きでも可能です。

-　**問い合わせ先**　-

大町町役場　生活環境課　環境衛生係

電話　　　　　0952-８2-3116

ＦＡＸ　　　　0952-82-311７

**◆　浄化槽の法定検査は必ず受検しましょう　◆**

法定検査の受検は、浄化槽の点検、調整、修理等を行う｢保守点検｣や、浄化槽内に生じた汚泥等の引き出し、関連装置・機器類の洗浄、掃除等を行う｢清掃｣と同様に法律で浄化槽管理者に義務付けられています。

　法定検査は、浄化槽の保守点検・清掃が適正に実施され、浄化槽が正常に機能し、きれいな処理水を流しているかを確認する為に不可欠な検査ですので、必ず受検しましょう。

・　法定検査は、使用開始後3ヵ月を経過した日から5ヵ月間内に受検する法第7条検査（浄化

槽設置後検査）と、毎年1回受検する法第11条検査（定期検査）があります。

・　法定検査は、都道府県知事が指定した検査機関（佐賀県では、｢財団法人　佐賀県環境科学検

査協会｣）で受検することが義務付けられています。

・　平成18年2月に改正浄化槽法が施行され、浄化槽の法定検査を受検しない浄化槽管理者（設

置者）に対し、行政から検査を受けるべき旨の指導・勧告・命令が行われることとなり、命令に

違反した場合の罰則（30万円以下の過料）が新たに規定されました。